

令和 8 年度 堀金地域体育施設スマートロック導入業務委託
公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第 1 条 令和 8 年度 堀金地域体育施設スマートロック導入業務の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選考するにあたり、その手続きを厳正かつ公平に行うため、令和 8 年度 堀金地域体育施設スマートロック導入業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザルの実施に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表 1 に掲げる者を充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、本事業の契約を締結した日までとする。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第 6 条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表 2 に定める審査項目、評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各審査委員が各審査項目の評価基準により点数を付与し、審査委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位 1 位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位 1 位が同数の場合は、参加者順位 2 位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に 3 位 4 位と続ける。
- 3 参加者が 1 事業者のみであっても、提案内容の審査は行う。ただし、全委員の評価点の平均が満点の 6 割を下回る場合は、不採用とする。

(守秘義務)

第7条 審査委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、商工観光スポーツ部スポーツ推進課スポーツ推進担当において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年 月 日から施行する。
- 2 この要領は、契約を締結した日をもって廃止する。

別表 1（第 3 条関係）

役職名	所属・職名・氏名
委員長	商工観光スポーツ部長
副委員長	商工観光スポーツ部スポーツ推進課長
委員	総務部財産管理課（所属長が指名した者）
委員	政策部行革デジタル推進課（所属長が指名した者）
委員	商工観光スポーツ部スポーツ推進課（所属長が指名した者）
委員	教育委員会学校教育課（所属長が指名した者）
委員	教育委員会生涯学習課（所属長が指名した者）

別表 2（第 6 条関係）

企画提案書等を特定するための評価基準

評価に当たっては、以下の「評価項目」に基づき、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの結果により総合的に判断する。

(別表2)

令和8年度 堀金地域体育施設スマートロック導入業務委託 プロポーザル評価基準

評価項目		審査項目の内容	配点
業務遂行能力・実績	会社概要・同種業務の実績	・自治体や公共施設への導入実績が豊富か	20
	実施体制	・納期までの工程の妥当性、トラブル発生時の保守体制	10
機能・技術要件	システム機能要件	・仕様書の要件を満たしているか	30
	操作性・利便性	・利用者、管理者の両方にとって直感的で使いやすいものか	20
	ハードウェアの堅牢性	・スマートロック機器の防水・防塵性能、物理的な耐久性	10
	セキュリティ対策	・本業務に関するセキュリティ対策は問題ないか ・操作記録の管理体制は問題ないか	20
企画・提案	独自提案・拡張性	・連携する自社の施設予約システムを有しているか	10
		・他社の施設予約システムとのAPI連携が可能か	10
	プレゼンテーション	・本業務に対する意欲が感じられるか	5
		・仕様書の内容を理解し、明確な説明が行われているか	5
価格	見積価格の妥当性	・導入費用のみではなく、システム利用料、保守費用を含め妥当な価格となっているか	10
			150